

虐待防止委員会運用指針

虐待防止委員会 運用指針

(委員会の目的)

第1条 虐待防止委員会は、利用者の安全と人権保護の観点から、適正な支援が実施され、利用者の自立と社会参加のための支援を妨げることのないよう、必要に応じ随時、委員会を開催し、虐待の防止に努めることを目的とする。

(委員会委員の選出)

第2条 委員は以下の通りとする。

- ・委員長は虐待防止責任者とする。
- ・他委員は虐待防止委員会名簿の通りとする。
- ・必要に応じて第三者委員を加えることができる。

(委員会の開催)

第3条 委員会の開催は以下の通りとする。

- ・委員会は虐待防止に関する施設内での協議事項が生じた際に随時開催する。
- ・施設内で虐待事例が発生した時には必ず開催する。
- ・会の開催の必要がある場合、委員長が招集し開催する。
- ・定例の開催は毎年1月・5月・10月とする。

(委員会の実施)

第4条 委員会は以下の通り実施する。

- 1.『虐待の分類』について、職員に周知することと、定期的な見直しを行い、必要な項目を足していく。
- 2.『虐待早期発見チェックリスト』に従い、必要あるごとに調査を実施する。
- 3.上記の実施した結果、虐待や虐待の疑いがあるときは、虐待防止責任者に報告する。
- 4.虐待防止に係る研修を年1回以上行うこととする。
- 5.法令、制度の変更のあるごとに委員会を開催し、規則等の見直しを行うこととする。

(委員会の責務)

第5条 委員会の責務は以下の通りとする。

- 1.委員会は虐待が起こらないための事前措置として、職員の虐待防止意識の向上や知識を周知し、虐待の無い施設環境作りを目指さなければならない。
- 2.委員会の委員長及び委員は、日頃より利用者の支援の場に虐待及び、虐待に繋がるような支援が行われていないか観察し、必要があるときは職員に直接改善を求めたり、指導する。

(附則)

- ・この指針は令和6年1月18日より実施する。

虐待防止委員会名簿

	役 職	氏 名
委員長 (虐待防止責任者)	こどもひろばういず深江 管理者兼児発管	魚住 寛之
副委員長	こどもひろばういず 管理者	淵上 和弘
委 員	こどもひろばういず 児発管	山田 啓妃
委 員	こどもひろばういず物見 管理者	富松 正義
委 員	こどもひろばういず物見 児発管	岡林 繁輝
委 員	こどもひろばういず佐方 管理者	大濱 陽平
委 員	こどもひろばういず佐方 児発管	大濱 瑠梨香

※虐待内容及び通報状況によって委員は変更することがある。

虐待の分類

1.身体的虐待

暴力的行為などで、身体にアザ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。

(具体例)

- ・ 殴る、蹴る、平手打ちをする、叩く、つねる、踏みつける、髪・耳・鼻等を強く引っ張る、やけどや打撲をさせる。
- ・ 無理やり飲食を強要したり、口に押し込む。
- ・ 利用者の食事やおやつを意図的に与えない。
- ・ 罰としての減食。
- ・ 押し倒したり、突き倒したり、投げ飛ばす。
- ・ 引きずる、衣類を掴んで強制する。
- ・ 首根っこを掴む。頭を押さえつける。
- ・ 自傷、他傷行為の放置。
- ・ 居室等に長時間閉じ込める。
- ・ 施設からの閉め出し。
- ・ 傷等の治療の放置。
- ・ 服薬の放置。
- ・ 縛り付けるなどの身体拘束。

2.心理的虐待

脅かしや脅迫、侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的に苦痛を与えること。

(具体例)

- ・ 排泄の失敗等を嘲笑したり、それを話すなど利用者に恥をかかせる。
- ・ 怒鳴る、脅かし、罵る、自尊心を傷つける言葉、怯えさせるような言葉、悪口を言う。
(『バカ』『アホ』『死ね』『役立たず』『のろま』等)
- ・ 侮辱を込めて幼児のように扱う。
- ・ 利用者の差別的な物まね。
- ・ 利用者を意図的に無視する。
- ・ 利用者の大事にしているものを隠す、捨てる、壊す。

3.性的虐待

本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要。

(具体例)

- ・ 衣服を脱がした状態で放置する。
- ・ キス、性器への接触等の教養・教唆。
- ・ 性器や性的行為を見せる。
- ・ 性的暴行。
- ・ ポルノグラフィーを見せたり、被写体などを強要する。

4.経済的虐待

本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限する。

(具体例)

- ・利用者に必要な金銭をお預かりしているにも関わらず、金銭を渡さない、使わせない。
- ・本人の持ち物等を無断で廃棄したりすること。
- ・本人の財産等を本人に無断で売却する。

5.支援・介助の放棄・放任

意図的であるか結果的であるかを問わず、支援や介助を職員がそのサービス提供を放棄又は放任

(具体例)

- ・衣服の交換をさせない。
- ・失禁、便失禁等の処理をせず放置する。
- ・水分や食事を十分に与えないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある。
- ・利用者本人が必要とする支援・介助・他サービスを、相応の理由なく制限したり提供しない。
- ・アレルギー等で食事制限等が必要な利用者に対し、制限を設けず飲食させる。

2.心理的虐待

脅かしや脅迫、侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的に苦痛を与えること。

(具体例)

- ・排泄の失敗等を嘲笑したり、それを話すなど利用者に恥をかかせる。
- ・怒鳴る、脅かし、罵る、自尊心を傷つける言葉、怯えさせるような言葉、悪口を言う。
(『バカ』『アホ』『死ね』『役立たず』『のろま』等)
- ・侮辱を込めて幼児のように扱う。
- ・利用者の差別的な物まね。
- ・利用者を意図的に無視する。
- ・利用者の大事にしているものを隠す、捨てる、壊す。

3.性的虐待

本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要。

(具体例)

- ・衣服を脱がした状態で放置する。
- ・キス、性器への接触等の教養・教唆。
- ・性器や性的行為を見せる。
- ・性的暴行。
- ・ポルノグラフィーを見せたり、被写体などを強要する。

虐待早期発見チェックリスト

虐待の疑われる場合の「サイン」として以下のものがあります。複数のものにあてはまると、疑いの度合いはより濃くなってきます。これらはあくまで例示であるので、これ以外にも様々な「サイン」があることを認識しておいて下さい。

【身体的虐待のサイン】

チェック欄	サイン例
	説明のつかない小さな傷が頻繁に見られる。
	腿の内側や上腕部の内側、背中などにアザやミミズ腫れがある。
	頭、顔、背中などに傷がある。
	臀部や手のひら、背中などにやけどの傷がある。
	特別な身体障害や疾患がないにもかかわらず、急にぐったりしている。
	傷やアザがあると思われるが、必要以上に見せたがらない。
	不自然な歩行や座位を保つことが困難になる。
	施設にいたくない。殴られる、蹴られる。等の訴えがある。
	傷やアザに関する説明のつじつまが合わない。
	一定の職員に対し、避けたり、怯えるなどの表情が見られる。
	失禁、便失禁が増えた。
	自傷や他傷が多くなった。
	表情・行動が落ち着かず、多動となった。
	活動の参加を拒否し、居室から出ようとしない。
	衣服が破れたり、ちぎれたりしている。

【心理的虐待のサイン】

チェック欄	サイン例
	食欲の変化、摂食障害が見られる。
	掻きむしり、噛みつき、ゆすり等が見られる。
	不規則な睡眠（悪夢、眠ることへの恐怖、過度の睡眠など）の訴えや状態がある。
	過度の恐怖心、怯えを示す。
	強い無力感、あきらめ、投げやりな態度が見られる。
	家への電話の要求が極端に増えたり、保護者とコンタクトを取る要求が強くなる。
	頭痛や腹痛等の訴えが多くなった。
	今までに無かった行動や言動が多くなった。
	利用者本人の持ち物や大事にしているものが無くなった等の訴えがある。
	表情に覇気が無く、塞ぎこむことが多く見られるようになった。
	体重が不自然に増えたり、減ったりする。
	泣く、わめく、叫ぶなどの症状が見られる。

【性的虐待のサイン】

チェック欄	サイン例
	肛門や女性器に出血や傷が見られたり、性器の痛み、かゆみなどの訴えがある。
	胸を触られた、裸にされた等の訴えがある。
	一定の男性職員が女性利用者の支援に関わっていることが多く見られる。
	一定の女性職員が男性利用者の支援に関わっていることが多く見られる。
	男性職員が女性の下着を扱っている等の訴えがある。
	不自然な歩行や座位を保つことが困難になる。

【経済的虐待のサイン】

チェック欄	サイン例
	預かり金の減り方がいつもと違う。
	職員同行で物品購入をするも利用者がそれを知らないといった訴えがある。

【支援・介助の放棄・放任のサイン】

チェック欄	サイン例
	居室が極端に非衛生的、あるいは異臭がする。
	濡れたままの下着をつけたままである。
	衣類が汚れたままであることが多い。
	病院薬等を服薬しているにも関わらず、症状が改善せず悪化している。
	利用者から 聞いてくれない 相手をしてくれない 等の訴えがある。

【支援者の態度に見られるサイン】

チェック欄	サイン例
	利用者に対して暴言を吐く。
	利用者に対して冷淡な態度や無関心さが見られる。
	利用者の支援や介助に対する拒否的な発言がしばしば見られる。
	上司や同僚の助言を聞き入れず、不適切な支援方法のこだわりが見られる。
	利用者の健康や疾患に関心が無く、知識や技術が身につかない。
	利用者に対し、過度に乱暴な口の利き方をする。
	利用者のプロフィールに関し、覚えていない。
	利用者に対し、横暴な態度が見られる。
	直接処遇に関わっている場面が極端に少ない。
	上司や家族との接触を避けていることが多い。
	遅刻・早退・欠勤が増えた。
	職員研修等を私用で休むことが多い（不参加）
	他の職員と交わらず、一人でいることが多い。
	常に周囲を気にしているような素振りが多い。
	ケース記録等に不備が多い。
	報告・連絡が粗雑であったり、行わない。